

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月11日

【四半期会計期間】 第98期第1四半期(自2021年4月1日至2021年6月30日)

【会社名】 九州電力株式会社

【英訳名】 Kyushu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 池辺和弘

【本店の所在の場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

【電話番号】 092 - 761 - 3031(代表)

【事務連絡者氏名】 ビジネスソリューション統括本部  
業務本部決算グループ長 柳田健太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
九州電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03 - 3281 - 4931(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支社総括グループ長 長澤諭史

【縦覧に供する場所】 九州電力株式会社 佐賀支店  
(佐賀市神野東二丁目3番6号)

九州電力株式会社 長崎支店  
(長崎市城山町3番19号)

九州電力株式会社 大分支店  
(大分市金池町二丁目3番4号)

九州電力株式会社 熊本支店  
(熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号)

九州電力株式会社 宮崎支店  
(宮崎市橘通西四丁目2番23号)

九州電力株式会社 鹿児島支店  
(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではないが、投資者の便宜を図るため備え置いている。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第97期 前第1四半期 連結累計期間	第98期 当第1四半期 連結累計期間	第97期
会計期間		2020年4月1日から 2020年6月30日まで	2021年4月1日から 2021年6月30日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高(営業収益)	(百万円)	334,131	349,994	1,521,977
経常利益	(百万円)	26,723	24,067	55,179
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	18,320	15,813	31,835
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)	14,867	21,514	62,430
純資産額	(百万円)	643,464	693,498	681,470
総資産額	(百万円)	4,943,713	5,143,567	5,128,563
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	37.62	32.32	62.86
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	33.78	28.93	56.39
自己資本比率	(%)	12.5	12.9	12.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期当第1四半期連結会計期間の期首から適用している。また、当該会計基準等の適用等を踏まえ「電気事業会計規則」が改正されたため、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る再エネ特措法賦課金及び再エネ特措法交付金の会計処理については、売上高には計上せず、対応する営業費用から控除する方法に変更している。これらに伴い、第97期前第1四半期連結累計期間及び第97期に係る主要な経営指標等については、これらを遡及適用した後の指標等となっている。

#### 2 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、子会社66社及び関連会社41社(2021年6月30日現在)で構成され、国内電気事業(発電・販売事業及び送配電事業)を中心とする事業を行っている。

報告セグメントは、「発電・販売事業」、「送配電事業」、「その他エネルギーサービス事業」、「ICTサービス事業」及び「その他の事業」の5つとしており、当社は主に「発電・販売事業」を営んでいる。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更があった項目は、以下のとおりである。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものである。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものである。

#### (7) オペレーショナルリスク

##### 法令違反等

当社グループは、九州エリアを中心に多くの拠点をもち、電気をはじめ様々な商品やサービスをお客さまに提供しており、関連する法令や規制は多岐にわたる。また海外での事業運営においては、当該国の法的規制の適用を受けている。

当社グループでは、これらの様々な法的規制の遵守に努めているが、各種法令などに対する理解が不十分、または法令等が変更された際の対応が適切でなく、法令などに違反したと判定された場合や、従業員による個人的な不正行為などを含めて社会的要請に反した行動などによりお客さまからの信頼を失墜する事態に至った場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

かかるリスクに対し、当社では法令理解の浸透を通じた法的規制の遵守はもとより、社会的規範や企業倫理を守ることをコンプライアンス経営と定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会のもと、業務執行機関の長を「コンプライアンス責任者」として、活動計画を策定・実践するとともに、社内外に相談窓口を設置するなどの体制を整備し、コンプライアンスを推進している。

また、グループ会社に対しては、コンプライアンス情報の共有や意見交換などを行い、グループ会社と一体となった取組みを推進しているほか、グループ会社の指導・支援に関する管理部門の役割を明確化するなど、当社グループ全体での推進体制の強化を図っている。

なお、当社及び連結子会社である九電みらいエナジー株式会社は、2021年7月13日に、「旧一般電気事業者らは、特別高圧電力及び高圧電力の供給について、共同して、中部地区、関西地区、中国地区又は九州地区における顧客の獲得を制限している疑いがある。」として、独占禁止法第47条に基づく公正取引委員会の調査を受けた。

このことを厳粛に受け止め、公正取引委員会の調査に対し全面的に協力していく。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用している。また、当該会計基準等の適用等を踏まえ「電気事業会計規則」が改正されたため、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る再エネ特措法賦課金及び再エネ特措法交付金の会計処理については、売上高(営業収益)には計上せず、対応する営業費用から控除する方法に変更している。なお、本改正において検針日基準の取扱いに変更はないため、当社及び連結子会社である九州電力送配電株式会社は、引き続き検針日基準により収益計上している。

これらに伴い、前年同四半期連結累計期間及び前連結会計年度との比較・分析については、これらを遡及適用した後の数値で行っている。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、緊急事態宣言等の影響により個人消費が弱い動きとなっている。九州経済も厳しい状況にあるが、輸出・生産を中心に持ち直しつつある。

当第1四半期の業績については、原子力発電所の稼働増による燃料費の減少などはあったが、燃料価格の上昇により燃料費調整の期ずれ影響が前年同四半期の差益から差損に転じたことなどから、前年同四半期に比べ減益となった。

ア 収支

当第1四半期連結累計期間の小売販売電力量については、5、6月の気温が前年に比べ低めに推移したことによる減少はあるものの、グループ一体となった営業活動による増加や前年同四半期が新型コロナウイルス感染症の影響で減少したことによる反動増などにより、前年同四半期に比べ4.8%増の179億kWhとなった。また、卸売販売電力量は81.0%増の42億kWhとなった。この結果、総販売電力量は13.8%増の221億kWhとなった。

小売・卸売に対する供給面については、原子力をはじめ、火力・揚水等発電設備の総合的な運用等により、また、エリア需給については、調整力電源の運用及び国のルールに基づく再エネ出力制御の実施等により、安定して電力を供給することができた。

当第1四半期連結累計期間の連結収支については、収入面では、国内電気事業において、小売販売電力量は増加したが、燃料費調整の影響などにより小売販売収入は減少した。一方で、卸売販売収入や託送収益が増加したことなどから、売上高(営業収益)は前年同四半期に比べ158億円増(+4.7%)の3,499億円、経常収益は151億円増(+4.5%)の3,527億円となった。

支出面では、国内電気事業において、原子力発電所の稼働増等による燃料費の減少はあったが、購入電力料や原子力バックエンド費用が増加したことなどから、経常費用は178億円増(+5.7%)の3,286億円となった。

以上により、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益ともに前年同四半期に比べ減益となり、経常利益は26億円減(9.9%)の240億円、親会社株主に帰属する四半期純利益は25億円減(13.7%)の158億円となった。

報告セグメントの業績(セグメント間の内部取引消去前)は、次のとおりである。

		当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)	対前年同四半期増減率 (%)
		金額(百万円)	
発電・販売事業	売上高	308,618	5.5
	経常利益	15,395	33.2
送配電事業	売上高	122,861	8.6
	経常利益	2,665	-
その他エネルギーサービス事業	売上高	38,328	6.8
	経常利益	2,658	39.2
ICTサービス事業	売上高	25,163	3.4
	経常利益	1,395	1.4
その他の事業	売上高	7,246	8.1
	経常利益	1,467	10.8

[参考] 国内電気事業再掲

		当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)	対前年同四半期増減率 (%)
		金額(百万円)	
国内電気事業	売上高	311,798	5.1
	経常利益	18,494	16.0

(注) 「発電・販売事業」と「送配電事業」との内部取引消去後の数値を記載している。

発電・販売事業

発電・販売事業は、国内における発電・小売電気事業等を展開している。

売上高は、グループ一体となった営業活動などによる小売販売電力量の増加はあるものの燃料費調整の影響などにより小売販売収入は減少したが、卸売販売収入が増加したことなどから、前年同四半期に比べ161億円増(+5.5%)の3,086億円となった。経常利益は、原子力発電所の稼働増による燃料費の減少などはあったが、燃料価格の上昇により燃料費調整の期ずれ影響が前年同四半期の差益から差損に転じたことなどから、76億円減

( 33.2%)の153億円となった。

#### 送配電事業

送配電事業は、九州域内における一般送配電事業等を展開している。

売上高は、再生可能エネルギー電源からの買取増に伴う卸売販売電力量の増により卸売販売収入が増加したことや、託送収益が増加したことなどから、前年同四半期に比べ97億円増(+8.6%)の1,228億円となった。経常損益は、再生可能エネルギー電源からの買取額や需給調整市場からの調達費用の増等による購入電力料の増加はあったが、売上高の増加に加え、委託費等の費用が減少したことなどから、前年同四半期の損失10億円から改善し、26億円の利益となった。

#### その他エネルギーサービス事業

その他エネルギーサービス事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・LNG販売、再生可能エネルギー事業等を展開している。また、九電グループが培ってきた技術・ノウハウを活かし、海外事業の強化などにも取り組んでいる。

売上高は、海外LNGプロジェクトにおけるLNG販売の増加などにより、前年同四半期に比べ24億円増(+6.8%)の383億円、経常利益は、7億円増(+39.2%)の26億円となった。

#### ICTサービス事業

ICTサービス事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開している。

売上高は、光ブロードバンド及びスマートフォンサービスの販売拡大などにより、前年同四半期に比べ8億円増(+3.4%)の251億円、経常利益は、前年同四半期並みの13億円となった。

#### その他の事業

その他の事業は、不動産、有料老人ホーム、事務業務受託、人材派遣事業等を展開している。

売上高は、不動産販売の増加などにより、前年同四半期に比べ5億円増(+8.1%)の72億円、経常利益は、1億円増(+10.8%)の14億円となった。

当社グループの主たる事業である国内電気事業（発電・販売事業及び送配電事業）においては、通常の営業形態として、売上高は、夏季及び冬季に電力需要が高まることから、第2・4四半期連結会計期間において大きくなる傾向にあることや、営業費用は、発電所の修繕工事の実施時期などによる影響を受けることから、四半期毎の業績に変動がある。

#### イ 販売及び生産の状況

当社グループの事業内容は、国内電気事業（発電・販売事業及び送配電事業）が大部分を占め、国内電気事業以外の事業の販売、生産及び受注の状況は、グループ全体からみて重要性が小さい。また、国内電気事業以外の事業については、受注生産形態をとらない業種が多いため、生産及び受注の状況を金額あるいは数量で示すことはしていない。このため、以下では、販売及び生産の状況を、国内電気事業における実績によって示している。

なお、国内電気事業においては、通常の営業形態として、夏季及び冬季に電力需要が高まることから、四半期毎の販売及び生産には季節的変動がある。

販売実績

種 別	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)	対前年同四半期増減率 (%)
	電力量(百万kWh)	
小売販売電力量	17,892	4.8
電灯	5,240	6.8
電力	12,652	10.5
卸売販売電力量	4,160	81.0
総販売電力量	22,052	13.8

- (注) 1 百万kWh未満は四捨五入のため、合計の数値が一致しない場合がある。  
2 当社及び連結子会社(九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社)の合計値(内部取引消去後)を記載している。  
3 小売販売電力量における新型コロナウイルス影響は5億kWh程度である。  
4 卸売販売電力量には間接オークションに伴う自己約定を含んでいる。

発電実績

種 別	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)	対前年同四半期増減率 (%)	
	電力量(百万kWh)		
発 電 電 力 量	水力発電電力量	1,471	15.5
	火力発電電力量	4,399	28.0
	原子力発電電力量	9,035	48.0
	新エネルギー等発電電力量	317	20.3
	融通・他社受電電力量 (水力再掲) (新エネルギー等再掲)	8,724 (403) (4,339)	20.2 ( 2.7) (7.0)
	揚水発電所の揚水用電力量等	769	33.4
	合 計	23,176	13.4
損失電力量等	1,124	5.6	
総販売電力量	22,052	13.8	
出水率	97.9%	-	

- (注) 1 百万kWh未満は四捨五入のため、合計の数値が一致しない場合がある。  
2 当社及び連結子会社(九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社)の合計値(内部取引消去後)を記載している。  
3 発電電力量は、送電端の数値を記載している。  
4 「新エネルギー等」は、太陽光、風力、バイオマス、廃棄物及び地熱の総称である。  
5 当第1四半期連結累計期間の融通・他社受電電力量は、期末時点で把握している受電電力量を記載している。  
6 揚水発電所の揚水用電力量等は、貯水池運営のための揚水用に使用する電力量及び自己託送の電力量である。  
7 出水率は、当社の自流式水力発電電力量の1990年度から2019年度までの第1四半期累計期間における30年平均に対する比である。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

資産は、原子力安全性向上対策工事等に伴う固定資産の増加などにより、前連結会計年度末に比べ150億円増(+0.3%)の5兆1,435億円となった。

負債は、未払の工事代金などのその他の流動負債の減少はあったが、有利子負債が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ29億円増(+0.1%)の4兆4,500億円となった。有利子負債残高は、前連結会計年度末に比べ1,006億円増(+2.9%)の3兆6,233億円となった。

純資産は、配当金の支払による減少はあったが、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上などにより、前連結会計年度末に比べ120億円増(+1.8%)の6,934億円となり、自己資本比率は12.9%となった。

(3) 経営方針・経営戦略等並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、経営方針・経営戦略等並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の当社グループの研究開発費は1,400百万円である。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
A種優先株式	1,000
計	1,000,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は1,000,001,000株であるが、上記の「計」の欄には、当社定款に定める発行可能株式総数1,000,000,000株を記載している。なお、当社が実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	474,183,951	474,183,951 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は 100株である。
A種優先株式	1,000	1,000	非上場	単元株式数は 1株である。 (注)2
計	474,184,951	474,184,951	-	-

(注)1 「提出日現在発行数」欄には、2021年8月1日からこの四半期報告書提出日までの「2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の転換により発行された株式数は含まれていない。

#### 2 A種優先株式の内容は、以下のとおりである。

##### ア 優先配当金

###### (1) A種優先配当金

当社は、剰余金の配当(A種優先中間配当金(下記(5)に定義する。以下同じ。)を除く。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(下記(3)に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、A種優先配当金の配当の基準日からA種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が下記イに従い残余財産の分配を行った又は下記オ若しくはカに従いA種優先株式を取得した場合には、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

###### (2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1株につき年2,100,000円とする(ただし、2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,599,452円とする。)



(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係る上記(2)に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、払込金額に対し年率2.1%(以下「A種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、上記(2)に定めるA種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における上記(2)に定めるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する(ただし、2019年9月30日を基準日とする剰余金の配当額は546,575円とする。)

イ 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」という。)を支払う。

(基準価額算式)

1株当たりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)実際に支払われた日として、上記ア(3)に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本イにおいて「前事業年度」という。)に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額(ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払A種優先配当金額」は、100,000,000円にA種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当(累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先配当金を除き、A種優先中間配当金を含む。)がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

ウ 議決権

(1) 議決権の有無

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(3) 議決権を有しないこととしている理由

普通株主の権利への影響等を考慮し、A種優先株式には株主総会(種類株主総会を含む。)において議決権を付与していない。

エ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

オ 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、2019年6月29日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。当社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、上記イに定める基準価額算式に従って計算される。なお、本才の取得価額を算出する場合は、上記イに定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

カ 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年6月29日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、上記イに定める基準価額算式に従って計算される。なお、本力の取得価額を算出する場合は、上記イに定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	474,185	-	237,304	-	31,087

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、当末日を基準日として設定していないため、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿により記載している。

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,000	-	(1)「株式の総数等」 に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 254,800	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 514,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 471,889,000	4,718,890	-
単元未満株式	普通株式 1,525,451	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	474,184,951	-	-
総株主の議決権	-	4,718,890	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,200株(議決権12個)及び36株含まれている。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれている。
- |        |          |     |
|--------|----------|-----|
| 自己株式   | 九州電力株式会社 | 40株 |
| 相互保有株式 | 誠新産業株式会社 | 90株 |
|        | 株式会社福岡放送 | 66株 |
- 3 「完全議決権株式(その他)」欄には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する株式603,100株(議決権6,031個)が含まれている。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式)					
九州電力株式会社	福岡県福岡市中央区 渡辺通二丁目1番82号	254,800	-	254,800	0.05
(相互保有株式)					
株式会社福岡放送	福岡県福岡市中央区 清川二丁目22番8号	236,900	-	236,900	0.05
誠新産業株式会社	福岡県福岡市中央区 薬院二丁目19番28号	96,800	-	96,800	0.02
株式会社キューヘン	福岡県福津市 花見が浜二丁目1番1号	77,000	-	77,000	0.02
株式会社エフ・オー・デー	福岡県福岡市中央区 渡辺通一丁目1番1号	54,000	-	54,000	0.01
九州冷熱株式会社	福岡県北九州市戸畑区 中原先の浜46番95号	50,000	-	50,000	0.01
計	-	769,500	-	769,500	0.16

- (注) 1 このほか、株主名簿では当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が200株(議決権2個)ある。なお、当該株式は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式の中に含まれている。
- 2 「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する株式603,100株については、上記の自己株式等に含まれていない。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

## 第4 【経理の状況】

- 1 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年8月10日内閣府令第64号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)に準じている。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けている。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
固定資産	4,497,950	4,513,894
電気事業固定資産	2,701,288	2,696,962
水力発電設備	256,238	256,784
汽力発電設備	274,643	270,344
原子力発電設備	547,368	540,517
内燃力発電設備	20,874	21,133
新エネルギー等発電設備	25,124	24,890
送電設備	570,968	572,008
変電設備	218,620	219,839
配電設備	645,239	648,239
業務設備	128,636	129,773
その他の電気事業固定資産	13,574	13,432
その他の固定資産	383,892	383,131
固定資産仮勘定	621,441	638,916
建設仮勘定及び除却仮勘定	504,045	516,610
原子力廃止関連仮勘定	41,926	41,709
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	75,470	80,596
核燃料	229,765	222,495
装荷核燃料	54,930	47,601
加工中等核燃料	174,835	174,894
投資その他の資産	561,562	572,387
長期投資	215,981	231,126
退職給付に係る資産	22,493	23,475
繰延税金資産	144,062	138,812
その他	180,427	180,361
貸倒引当金（貸方）	1,402	1,388
流動資産	630,612	629,672
現金及び預金	234,163	174,338
受取手形及び売掛金	148,844	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	151,472
棚卸資産	70,426	82,458
その他	180,913	224,678
貸倒引当金（貸方）	3,734	3,274
<b>資産合計</b>	<b>5,128,563</b>	<b>5,143,567</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
<b>負債の部</b>		
固定負債	3,390,325	3,468,185
社債	1,299,898	1,384,898
長期借入金	1,645,064	1,643,007
退職給付に係る負債	88,107	87,424
資産除去債務	278,031	279,351
繰延税金負債	8,280	10,527
その他	70,943	62,975
流動負債	1,048,499	973,646
1年以内に期限到来の固定負債	427,272	453,540
短期借入金	123,108	122,149
コマーシャル・ペーパー	40,000	40,000
支払手形及び買掛金	78,125	68,494
未払税金	38,025	11,363
その他	341,966	278,099
特別法上の引当金	8,268	8,237
湯水準備引当金	8,268	8,237
負債合計	4,447,093	4,450,069
<b>純資産の部</b>		
株主資本	646,239	652,706
資本金	237,304	237,304
資本剰余金	120,007	120,007
利益剰余金	290,381	296,851
自己株式	1,454	1,457
その他の包括利益累計額	6,068	11,450
その他有価証券評価差額金	3,704	3,497
繰延ヘッジ損益	3,495	4,991
為替換算調整勘定	5,169	1,094
退職給付に係る調整累計額	4,037	4,055
非支配株主持分	29,162	29,341
純資産合計	681,470	693,498
負債純資産合計	5,128,563	5,143,567

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
営業収益	1 334,131	1 349,994
電気事業営業収益	279,005	288,543
その他事業営業収益	55,126	61,451
営業費用	1 302,954	1 319,536
電気事業営業費用	253,714	261,896
その他事業営業費用	49,239	57,640
営業利益	31,177	30,457
営業外収益	3,387	2,707
受取配当金	726	145
受取利息	218	227
持分法による投資利益	1,485	644
その他	957	1,690
営業外費用	7,841	9,098
支払利息	6,684	6,169
その他	1,157	2,929
四半期経常収益合計	337,519	352,702
四半期経常費用合計	310,795	328,634
経常利益	26,723	24,067
湯水準備金引当又は取崩し	185	31
湯水準備引当金取崩し(貸方)	185	31
税金等調整前四半期純利益	26,909	24,098
法人税、住民税及び事業税	1,003	1,036
法人税等調整額	7,039	6,798
法人税等合計	8,043	7,835
四半期純利益	18,866	16,262
非支配株主に帰属する四半期純利益	545	449
親会社株主に帰属する四半期純利益	18,320	15,813

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
四半期純利益	18,866	16,262
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	44	140
繰延ヘッジ損益	191	1,015
為替換算調整勘定	3,571	2,725
退職給付に係る調整額	1,423	26
持分法適用会社に対する持分相当額	2,087	1,395
その他の包括利益合計	3,998	5,251
四半期包括利益	14,867	21,514
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	14,260	21,195
非支配株主に係る四半期包括利益	606	319



【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間  
(2021年4月1日から2021年6月30日まで)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用及び電気事業会計規則の改正)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

また、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る再エネ特措法賦課金及び再エネ特措法交付金の会計処理については、従来、売上高(営業収益)に計上する方法によっていたが、収益認識会計基準等の適用等を踏まえ、2021年4月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(令和3年経済産業省令第22号)が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたため、同施行日以降は、売上高(営業収益)には計上せず、対応する営業費用から控除する方法に変更している。

なお、当社及び連結子会社である九州電力送配電株式会社の電灯料・電力料等の会計処理については、毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の売上高(営業収益)に計上する方法(以下「検針日基準」という。)によっているが、本改正において当該会計処理方法に変更はないため、引き続き検針日基準により収益計上している。

収益認識会計基準等に係る会計方針の変更は、原則として遡及適用され、電気事業会計規則の改正に係る会計方針の変更は遡及適用ができることから、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、主として、受取手形及び売掛金が109,944百万円、利益剰余金が1,277百万円それぞれ減少し、流動資産のその他が111,631百万円、固定負債のその他が1,231百万円、流動負債のその他が1,791百万円それぞれ増加している。また、前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書は、売上高(営業収益)が162,026百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ5百万円増加している。なお、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金及び非支配株主持分の前期首残高がそれぞれ945百万円及び3百万円減少している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとした。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っていない。更に、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していない。

なお、セグメント情報及び1株当たり情報に与える影響については、それぞれ「(セグメント情報等)」及び「(1株当たり情報)」に記載している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はない。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間  
(2021年4月1日から2021年6月30日まで)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社等は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

1 金融機関からの借入金に対する保証債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
日本原燃株式会社	78,270百万円	77,611百万円
従業員	45,439百万円	43,895百万円
タウィーラ・アジア・パワー	670百万円	669百万円
宗像アスティ太陽光発電株式会社	299百万円	289百万円
大唐中日(赤峰)新能源有限公司	331百万円	275百万円
サーモケム	-	110百万円
計	125,011百万円	122,852百万円

2 その他契約の履行に対する保証債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
福岡エアポートホールディングス株式会社	6,288百万円	6,288百万円
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社	1,117百万円	1,116百万円
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	1,117百万円	1,116百万円
アジア・ガルフ・パワー・サービス	293百万円	292百万円
株式会社福岡カルチャーベース	78百万円	78百万円
計	8,894百万円	8,891百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 季節的変動

前第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)

当社グループの主たる事業である国内電気事業(発電・販売事業及び送配電事業)においては、通常の営業形態として、売上高は、夏季及び冬季に電力需要が高まることから、第2・4四半期連結会計期間において大きくなる傾向にあることや、営業費用は、発電所の修繕工事の実施時期などによる影響を受けることから、四半期毎の業績に変動がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び核燃料減損額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
減価償却費	44,314百万円	49,026百万円
核燃料減損額	5,283百万円	7,328百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,109	15.00	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金
2020年6月25日 定時株主総会	A種優先 株式	1,052	1,052,877.00	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

(注) 2020年6月25日定時株主総会決議による普通株式に係る配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれている。

当第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	8,293	17.50	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金
2021年6月25日 定時株主総会	A種優先 株式	1,050	1,050,000.00	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(注) 2021年6月25日定時株主総会決議による普通株式に係る配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれている。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	エネルギーサービス事業			ICT サービス 事業	その他の 事業	計		
	国内電気事業		その他 エネルギー サービス 事業					
	発電・ 販売事業	送配電 事業						
売上高								
外部顧客への 売上高	272,318	23,406	16,733	18,711	2,962	334,131	-	334,131
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	20,153	89,740	19,144	5,622	3,738	138,399	138,399	-
計	292,472	113,146	35,877	24,333	6,701	472,530	138,399	334,131
セグメント利益 又は損失( )	23,058	1,032	1,910	1,414	1,324	26,676	47	26,723

(注) 1 セグメント利益又は損失( )の調整額47百万円は、セグメント間取引消去である。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	エネルギーサービス事業			ICT サービス 事業	その他の 事業	計		
	国内電気事業		その他 エネルギー サービス 事業					
	発電・ 販売事業	送配電 事業						
売上高								
顧客との契約から 生じる収益	279,862	29,610	15,346	19,381	3,245	347,446	-	347,446
その他の収益	303	1,294	746	148	55	2,548	-	2,548
外部顧客への 売上高	280,165	30,904	16,093	19,529	3,300	349,994	-	349,994
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	28,452	91,956	22,234	5,633	3,945	152,223	152,223	-
計	308,618	122,861	38,328	25,163	7,246	502,218	152,223	349,994
セグメント利益	15,395	2,665	2,658	1,395	1,467	23,581	485	24,067

(注) 1 セグメント利益の調整額485百万円は、セグメント間取引消去である。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(収益認識に関する会計基準等の適用及び電気事業会計規則の改正)

「(会計方針の変更等)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用している。また、当該会計基準等の適用等を踏まえ「電気事業会計規則」が改正されたため、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る再エネ特措法賦課金及び再エネ特措法交付金の会計処理については、売上高には計上せず、対応する営業費用から控除する方法に変更している。これに伴い、事業セグメントの売上高及び利益又は損失の算定方法を同様に變更しており、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、これらを遡及適用した後の数値となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の売上高が、「発電・販売事業」において149,213百万円、「送配電事業」において12,640百万円、「その他エネルギーサービス事業」において1,181百万円、「ICTサービス事業」において406百万円減少し、「その他の事業」において9百万円、「調整額」において1,407百万円増加している。また、セグメント利益が「ICTサービス事業」において5百万円減少し、「その

他エネルギーサービス事業」において1百万円、「その他の事業」において9百万円増加している。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「(セグメント情報等)」に記載のとおりである。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
(1) 1株当たり四半期純利益	37.62円	32.32円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	18,320	15,813
普通株主に帰属しない金額(百万円)	525	525
(うち優先配当額(百万円))	(525)	(525)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	17,795	15,288
普通株式の期中平均株式数(千株)	472,989	473,023
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	33.78円	28.93円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	53,887	55,367
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1 「(会計方針の変更等)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用している。これに伴い、前第1四半期連結累計期間の1株当たり情報については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値となっている。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益はそれぞれ0.13円及び0.12円増加している。
- 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、株主資本において自己株式として計上している「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式(前第1四半期連結累計期間648千株、当第1四半期連結累計期間603千株)を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めている。

(重要な後発事象)

当社及び連結子会社である九電みらいエナジー株式会社は、2021年7月13日に、「旧一般電気事業者らは、特別高圧電力及び高圧電力の供給について、共同して、中部地区、関西地区、中国地区又は九州地区における顧客の獲得を制限している疑いがある。」として、独占禁止法第47条に基づく公正取引委員会の調査を受けた。

このことを厳粛に受け止め、公正取引委員会の調査に対し全面的に協力していく。

なお、公正取引委員会の調査は現在も継続中であり、現時点で当社グループの経営成績、財務状況等へ与える影響を予測することは困難である。

2 【その他】

該当事項なし。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月11日

九州電力株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限  
責任社員  
業務執行  
社員  
公認会計士 磯 俣 克 平 印

指定有限  
責任社員  
業務執行  
社員  
公認会計士 宮 崎 健 印

指定有限  
責任社員  
業務執行  
社員  
公認会計士 田 中 晋 介 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている九州電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていない。